

生徒会部活動に関する規程

基本方針

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校経験する有意義な活動で、人間形成に極めて効果的な活動であるから、学校の教育目標に基づき、計画的に実施する。
- 全教職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図れるように、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図るために、「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」に基づき、ここに本校の「部活動に係る活動方針」を定める。

- 1 部活動は運動部と文化部・生産部・同好会に分けられ、それぞれに次の部がある。
運動部…バスケットボール、卓球、テニス、サッカー、野球、剣道、弓道、空手道、ラグビー、
（バレーボール）、（柔道）
文化部…写真・新聞、美術、（音楽）
生産部…ロボット、建設デザイン、クッキング・茶道、機械、電気システム
同好会…バラ、（囲碁）、（郷土研究）、（情報処理）
※（ ）内の部は休部

2 部の加入登録

- (1) 部の加入については生徒各自の自由意志による。
 - (2) 登録カードに必要事項を記入し、ホームルーム担任を経て顧問に提出する。
- 3 部には顧問をおく。また部加入者（以下部員という）の互選により部長・副部長・会計係各1名を置く。
 - 4 部役員の任期は原則として新チームスタート時から翌年の全公式戦終了時までとする。
役員の交替にあたっては顧問の立ち会いのもとに、十分その内容を引継がなければならない。
 - 5 部長は年度始めに部員が決定した後、名簿を作成し、顧問及び特活課に提出する。
 - 6 部に必要な器具・用具の予算は、部長が顧問の指導のもとに立案し生徒会執行委員会に提出調整し、部活動委員会で審議の後、総会の決議を得るものとする。
予算の出納の事務は顧問が行う。

7 部活動の練習等

(1) 部活動時間について

部活動は放課後を原則とし、3月から9月の間は午後6時まで、10月から2月までは午後5時までとする。ただし、顧問又は監督が必要と認めるときは延長することができる。

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。ただし、活動する施設や部員数等、各部の活動環境が異なることから、各学期単位における活動時間の目安とし、各学期において1日の活動時間は、平日2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）3時間程度の活動時間に見合った活動頻度となるようにすること。

また、大会等を控えている時期については、部活動延長許可願により校長の承認を得て、活動時間を延長することができる。（ただし、代替えとなる休養日や活動時間を短縮した日を設けること。）

(2) 休養日について

週当たり2日以上（平日1日、休日1日）の休養日を設けるよう努めること。ただし、活動する施設や部員数等、各部の活動環境が異なることから、各学期単位における休養日の目安とし、各学期において、週当たり2日以上（平日1日、休日1日）の休養日が確保された日数とすること。

また、大会等を控えている時期については、部活動許可願により校長の承認を得て、休養予定日に活動することができる。（ただし、代替えとなる休養日を設けるように努めること。）

(3) 長期休業中の活動について

長期休業中（春休み、夏休み、冬休み）の練習については、練習計画を作成し、顧問を通じ、校長の承認を受けなければならない。

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。

また、生徒が十分休養をとることができ、運動部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間の設置に努めること。

(4) 年間練習計画について

各部は年間練習計画を作成し特活課及び管理職へ提出する。

また、年間練習計画及び活動実績は生徒・保護者に公表する。

(5) 考査発表中及び考査中について

考査発表中及び考査中の練習又は試合は、顧問を通じ校長の許可を受けなければならない。ただし、活動時間は放課後2時間以内とする。

(6) 熱中症について

熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等も参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮する。その際、活動時間の変更や活動の中止等も視野に入れて、柔軟に対応を検討すること。

(7) 適切な指導について

運動部指導は文部科学省が作成した「運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月）及び県教育委員会が作成した「運動部活動運営ガイド-改訂版-（平成27年3月）」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底すること。

8 部室の使用は次のとおりとする。（部室使用規程）

- (1) 部室の使用は放課後とし、始業時から放課後までは立ち入ってはならない。
- (2) 各部室の管理は各部顧問とする。
- (3) 部員以外の生徒は入室、使用してはならない。
- (4) 各部室は整理・整頓に注意し、常に清潔にする。

- (5) 火気使用は厳禁とする。破損、紛失等は直ちに部顧問に申し出るとともに責任をもって破損箇所を修復する。
 - (6) 部室の鍵は顧問が管理する。
 - (7) 部室には、必要な物以外は持ち込まず、貴重品等は各自で保管する。
- 9 部員が風紀を乱したり、上記規程を守らないときは部顧問会にはかり、程度に応じてある期間部活動を禁止又は対外試合の出場を停止することがある。
- 10 運動部の対外試合については、次のとおり定める。
- (1) 参加できるものは、教育委員会、高体連（高野連）などの教育関係団体の主催または共催するもの及び校長が認めたものを原則とする。
 - (2) 宿泊を伴う出場選手は、保護者の試合出場に関する「参加承諾書」を提出しなければならない。
- 11 学校を代表して各種大会又は練習試合に出場する場合、次のいずれかに該当する者は参加できない。
- (1) 保護者の承認を得ない者
 - (2) 校医が健康上不適当と認めた者
 - (3) その他部代表として不適当と認められる者
- 12 合宿は技術、戦術、体力の向上とチームワークの養成を目的として行われるものであるから、その目的達成のため全力を尽くすこと
- (1) 実施に当っては綿密な練習計画、生活設計を立案し顧問を通じて、校長の承認を受けなければならない。
 - (2) 合宿に参加する者は保護者の合宿に関する「参加承諾書」を提出しなければならない。
 - (3) 実施時期は長期休業中を原則とする。
- 13 文化部・生産部及び同好会の校外の競技会、発表会、研究会、その他の催しへの参加は運動部の対外試合に準じて行う。

附 則

- 1 この規程は平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日一部改正。
- 3 平成21年4月1日一部改正。
- 4 平成23年3月17日一部改正
- 5 平成28年4月1日一部改正。
- 6 平成31年4月1日一部改正。